

松山のまちをみんなで美しくする条例施行規則

平成15年3月26日

規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、松山のまちをみんなで美しくする条例(平成15年条例第10号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(松山のまちをみんなで美しくする日)

第2条 条例第8条に規定する松山のまちをみんなで美しくする日は、7月の第2日曜日(市民大清掃の日)とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、変更することができる。

(命令)

第3条 条例第11条の規定による命令は、命令書(様式第1号)により行うものとする。

(身分証明書)

第4条 条例第14条第2項に規定する証明書は、身分証明書(様式第2号)とする。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。